平成２０年(ネ)第２９２９号 損害賠償控訴事件

準　備　書　面（弐）

控訴人(第一審原告)　　高　野　邦　夫

被控訴人(第一審被告)　　国
代表者法務大臣　　保　岡　興　治

平成２０年１０月１６日

東京高等裁判所第 19 民事部ハイ係　御 中

上記控訴人　　高　野　邦　夫

記

第１．始 め に

以下においては、控訴人→私、被控訴人→国、木村富士子→富士子、木村悟→悟、実体に関わる傷害致死事件→木村事件と略称し、その他の用語についてはなお従前の例による。

第 2. 準備書面(壱)の追補

1.原判決(裁判行為)は何らの証拠に拠らず、唯の当て推量で私に冤罪を着せた犯罪行為と断ぜざるを得ない。すなわち、始めより木村事件の実体審理を回避する目的で国が主張した訴訟信託の禁止〔信託法 11 条(現 10 条)違反〕に盲従ないし共謀し、何ら財産的利益を欲せず、もっぱら公益を図る目的で行った本件債権譲渡を、あろう事か「三百代言活動→弁護士法第 72 条違反罪」とは到底承服出来る事ではない。

因みに本件債権譲渡にかかる債権に対する私の評価は、免責された破産債権と同等の無価値なものであったのです。したがって、只(無償の贈与)でも良かったのですが、いくら何でも「虫がよすぎる」と考え「シェルコレクションと交換」という方法を選択したのです。なお本件債権譲渡の対価としての債務の履行が後になった理由は、未整理であったシェルコレクションの整理に日時を要したからなのです。

信託法１１条の趣旨と解される弁護士代理の原則違反防止，三百代言活動防止，濫用的訴訟提起防止，他人間の法的紛争に介入し，司法機関を利用して不当な利益を得ることの防止等を図る観点を併せ勘案すれば，本件債権譲渡は，実質的に訴訟信託禁止（信託法１１条）の趣旨に反するものというべきである。

2.以上の点の根拠として甲第 21,22 号証を援用する。甲第 22 号証について今日まで国は何ら法的根拠を示していないし、また私にも不明である。もし法的根拠が存

在しないなら、原裁判所の裁判官 3 名が書記官山田正晃をして、私から「住所という個人情報」と「住民票という財物」を騙取させた、と解する他なくなる。
3.甲第 21 号証は、第三者を介し富士子と最初に面談した時の飲食代を私が「カード支払」した時の控で、私に当初より営利目的が無かった事実を証明するものです。なお私は天職のタクシードライバーであり、「糊口を凌ぐには天職によるべきもの」と心得ている事をここに付言します。

★弁護士法第 72 条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止） 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。 ★弁護士法第 77 条（非弁護士との提携等の罪） 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 一　第二十七条（第三十条の二十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 二　第二十八条（第三十条の二十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 三　第七十二条の規定に違反した者 四　第七十三条の規定に違反した者
★刑法第 246 条（詐欺） 1 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第 3. 訴訟終結について
1.平成 20 年 8 月 26 日の結審時に、国が終始主張した「訴訟信託の主張を撤回する」という意思表示の意味は判然としないが、「訴えの取り下げに同意する」という意味ならば、「三百代言呼ばわりされた」という私の不名誉も回復される事となる。また私も完全な無権利者になったのであるから、再訴する事も有り得ない。
2.ただ法律上は遡及消滅しても、木村事件について訴訟上行われた主張・立証の事実だけは消滅しない。

第 4. 結語〔国家公益(甲第 25,26 号証等)〕について
1.富士子は、債権譲渡の意味を理解するのも困難な法律には全くの素人です。今後自ら悟の死の代償を北海道に訴求するにしても、困難を極めるに違いありません。
2.本訴で私の行った主張・立証によって明白になった事実によれば、木村事件に北海道警釧路方面弟子屈署員等(複数)の関与が、合理的に推認されます(厳格な証明)。
3.国=検察が真実の隠蔽に加担する事なく、たとえ非公式な方法であっても富士子ら悟の遺族に救済の手を差し伸べて戴きたいと切に願う次第です。

以上控訴人　髙　野　邦　夫